

J A広島中央 J Aポイントサービス会員規約(利用規約)変更について

【変更理由】改正民法では、相手方の権利を制限し信義則に反して相手方の利益を一方的に害する内容の状況は契約内容とならないことから、該当条項を排除するため

新旧対照表

下線部変更箇所

変更後	変更前
<p>: (省略)</p> <p>第11条 解約（退会）等</p> <p>1. 本契約は、J Aポイント会員の都合によりいつでも解約することができます。ただし、当J Aに対する解約の通知は当J A所定の書面によるものとします。また解約後ポイントは失効し、特典に引き換えることもできません。</p> <p>2. 前項の規約にかかわらず、当J Aが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に解約できない場合があります。</p> <p>3. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当J Aはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。<u>解約によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</u></p> <p>① ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合</p> <p>② ポイント会員に相続の開始があった場合</p> <p>③ ポイント会員が本規約や当J Aとの他の取引約定に違反した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>④ 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合</p> <p>⑤ ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合</p> <p>: 省略</p>	<p>: (省略)</p> <p>第11条 解約（退会）等</p> <p>1. 本契約は、J Aポイント会員の都合または当J Aの事情によりいつでも解約することができます。ただし、当J Aに対する解約の通知は当J A所定の書面によるものとします。また解約後ポイントは失効し、特典に引き換えることもできません。</p> <p>2. 前項の規約にかかわらず、当J Aが必要と認める場合には、ポイント会員は即時に解約できない場合があります。</p> <p>3. <u>第1項の規約により、当J Aの事情により本契約を解約したときは、郵送、電子メール送信等でポイント会員あてに通知いたします。解約によって生じた損害については、当J Aは一切の責任を負いません。</u></p> <p>4. ポイント会員が次の各号にひとつでも該当する場合は、当J Aはいつでもポイント会員に通知することなく本契約を解約または本契約に基づくサービスの一部もしくは全部の提供を停止することができます。</p> <p>① ポイント会員が当J Aに対して負担する債務の一部でも履行を遅延した場合</p> <p>② ポイント会員に相続の開始があった場合</p> <p>③ ポイント会員が本規約や当J Aとの他の取引約定に違反した場合など、当J Aが本契約の解約を必要とする相当の事由が生じた場合</p> <p>④ 住所変更の届出を怠るなど、ポイント会員の責めに帰すべき事由によって当J Aにおいてポイント会員の所在が不明となった場合</p> <p>⑤ ポイント会員に支払の停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があった場合</p> <p>: 省略</p>

附則 この変更した規約は、令和2年4月1日から施行する。